官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件の一部を改正する件（外務四一五）　一

告示

○外務省告示第四百十五号

北朝鮮をめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号。なお、同年八月外務省告示第二百九十五号、平成二十八年二月外務省告示第三十九号、同年三月外務省告示第六十九号、同年十二月外務省告示第四百六十五号、平成二十九年六月外務省告示第二百五号、同年七月外務省告示第二百六十九号、同年八月外務省告示第二百九十号、同月外務省告示第三百四号及び同年十一月外務省告示第三百七十四号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充